

## 令和5年度第4回

### 藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 議事要旨

- 日時：2024年（令和6年）2月7日（水）午後2時から午後4時まで
- 会場：藤沢市役所本庁舎5階会議室5-1・5-2
- 出席者
  - (1) 委員
    - 会場出席：木原委員、榎本委員、後藤委員、大野委員、佐藤委員、川島委員、清水(聖)委員、鈴木委員、中嶋委員、河瀬委員、清水(英)委員
    - Web出席：小熊委員
    - 欠席：平井委員、中村委員、猪狩委員
  - (2) 事務局
    - 別紙席次の通り

## 1 開会

### 事務局（高齢者支援課 會澤）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第4回藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を開催させていただきます。

本委員会の事務局をさせていただきます高齢者支援課の會澤と申します。よろしくお願いいたします。

本日、平井委員と猪狩委員におかれましては、ご都合により欠席されております。オブザーバーといたしまして、本市の次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関するコンサルタント業務を担うネクストアイ株式会社の中西様が zoom により参加しておりますので、ご承知おきください。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。事前に郵送にてお送りさせていただいた資料でございます。(以下、配布資料の確認)

以上がお送りした資料となりますがお手元にお揃いでしょうか。

それでは、まず次第をご覧いただきたいのですが、本日の議題(3)にパブリックコメントの実施結果についてとございますが、こちらの議題につきましては、議題(1)次期高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画の策定について、こちらの中で合わせてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

また、第3回の議事録につきまして、委員の皆様からの修正点等の締め切りが本日となっております。先ほど後藤委員の方からは1点ご指摘をいただきましたが、その他、特に修正はないということでしょうか。ありがとうございます。それでは、1点修正をさせていただきます、確定とさせていただきます。

それでは、早速議題に入らせていただきますが、本日の会議の記録を作成する関係上、発言内容を録音させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。ご発言さ

れる委員の方には職員がマイクをお届けしますので、マイクを使ってご発言くださいますようお願いをいたします。また、ご発言前に氏名をおっしゃっていただきますよう、合わせてお願いいたします。それでは、ここからの進行につきましては、木原委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 2 議題

### 議題（1）次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

#### 木原委員長

皆様こんにちは。私、1月末にコロナに感染しまして、2月2日から療養解除で出勤しておりますが、それだけコロナが増えているなと思われま。もう皆様におうつしするようなことはないのですが、お聞き苦しいと思いますけれども、ご了承ください。よろしくお願いいたします。

それでは早速始めていきたいと思。議題（1）次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局（高齢者支援課 山中課長補佐）

高齢者支援課の山中と申。議題（1）につきまして説明をさせていただきます。

お手元に資料 1:いきいき長寿プランふじさわ 2026(案)をご用意ください。今回につきましては、前回の第3回の際にお示しております素案からの主な変更点についてご説明をさせていただきます。

まず、冊子の 66・67 ページをお開きください。こちらは、計画の根幹となっている施策の体系図となっております。こちらのほうで前回から変わった点についてご説明をさせていただきます。まず、基本目標3:健康づくりと介護予防、自立支援・重度化防止に向けた支援の施策の展開の施策3ですが、こちらに前はなかった介護予防が追加となっております。同じく基本目標3:施策の展開3の施策の2になりますが、施策の展開の右側ですが(1)ライフステージに応じた健康づくりの推進とあるところが、前は介護予防事業と連携した高齢者の保健事業の推進からの修正となっております。同じく施策の展開、施策の3の(1)一般介護予防事業の推進というものが追加となっております。続きまして基本目標5 医療・介護及び福祉連携による生活支援の充実の施策の1 日常生活の支援の施策の展開の3、介護者への支援(ケアラーケア)が追加となっております。基本目標8 安心して住み続けられる環境の整備の施策の展開の施策の2 非常時(災害感染症等の対応)の施策の展開(2)感染症対策ですが、以前、カッコ書きで新型コロナウイルス感染症の影響を経てと書いてありましたが、こちらは削除させていただいております。このあと第4章～第6章となってきますが、こちらは全体を通した進捗状況としまして確定した数値、今後の目標値というものを追記させていただいております。例としまして、77ページのいきいきシニアセンターのところになりますが、こちらは実績だけですが②いきいきシニアセンター(老人福祉センター)で事業の内容で、これまでの取組、今後の取組ということの下に実績というふうに入っているのですが、こちらの実績、それから他ですと計画期間の目標値とを今回の(案)から追記をさせていただいております。第7章と資料編も今回追加をさせていた

だいております。

### 議題（３）パブリックコメント（市民意見公募）の実施結果について

事務局（高齢者支援課 山中課長補佐）

続きまして資料 3、パブリックコメントの実施結果について、合わせてご説明をさせていただきますと思います。（以下資料 3 の説明）

（仮称）いきいき長寿プランふじさわ 2026～藤沢市高齢者保健福祉計画・第9期藤沢市介護保険事業計画・藤沢市認知症施策推進計画（おれんじプラン）（素案）～に関するパブリックコメントの実施結果について、ご説明をさせていただきます。こちらのパブリックコメントの時に使わせていただきました資料につきましては、前回ご提示させていただいた（素案）の資料となっております。パブリックコメントの公開期間は昨年 11 月 13 日から 12 月 12 日までになります。資料の閲覧場所については高齢者支援課、介護保険課、市役所総合案内等、各市民センター、公民館、藤沢市ホームページで閲覧ができるようになっておりました。実施結果についてですが、まずご意見をいただいた人数が 2 人、件数が 4 件となっております。提出いただいた方法につきましてはインターネットによるものになります。ご意見の内訳につきましては「介護保険事業所の整備」「介護人材の確保」「地域の相談支援体制の充実」「健康づくりの推進」の合計 4 件となっております。

続きまして別紙をご覧ください。提出いただきました意見の内容と市の考え方についてですが、いただいた意見のうち 1 件につきまして計画に反映をさせていただいているものになり、ご説明させていただきますと思います。追加させていただいたものが（ア）（イ）（ウ）（エ）とある中の（エ）健康づくりの推進になります。ご意見の要旨としましては、フレイルに関する記載で「薬剤性フレイル」の追記をしてほしいといった内容でした。ここで合わせて資料 1 の 103 ページをご覧ください。こちらのご意見に対する市の考え方につきましては、「ご意見の通り多剤併用による薬剤性フレイルに関する啓発も重要なフレイル予防と認識しており、そのため薬剤師会との連携による薬剤性フレイルの予防などに引き続き取り組んでいきます」との表記を追記させていただきました。それが 103 ページの下から 7 行目あたり、「歯科医師会との連携によるオーラルフレイル予防（口腔機能低下予防）や」の次ですが、「薬剤師会との連携による薬剤性フレイルの予防などに引き続き取り組んでいきます」というところを追加させていただいております。その他にいただきましたご意見につきましては、それぞれの事業の考え方など反映をさせていただきたいということで、市の考え方を記載させていただいておりますので、こちらのほうも後ほどご確認下さい。

続きまして第 6 章の認知症の関係を担当よりご説明いたします。

### 議題（１）次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について 続き

事務局（高齢者支援課 田口課長補佐）

前回からの変更点をお話しさせていただきます。188 ページ 189 ページをお開きください。まず 1 点目ですが、188 ページ(3)これまでの取組と今後のありかたという部分で、前回はなかった点といたしまして、1 行目「また地域における～」ですが、地域との連携や関係機関との連携につきましてこちらのほうに文章として掲載しております。前回までは主な事業・施策の展開の1項目として掲載をしておりましたけれども、全体にかかっているものでございまして 1 事業ではありませんので、全体の考え方というところで表記をさせていただいた次第です。また、その下にございます「藤沢おれんじプランのキーワード」ということで 1.知る 2.集う 3.支える 4.備えるとございます。こちらは前回のおれんじプランの中に掲げておりました 3 つの視点がございまして、それがこの 1 から 3 になります。この中にもう 1 つ本計画から 4.備えるという視点を入れさせていただきまして、今後はこの 4 つの視点をもとに藤沢おれんじプランを進行して参りたいと思っております。またこれの対比になるのですけれども、190、191 ページをお開きいただけますでしょうか。こちらが施策の体系図になるのですが、施策 1～7 のところまでに今申し上げました認知症支援の視点というところで「知る」から「備える」までの視点を施策としてこのように配置しましたという表記を追加しております。お戻りいただいて 189 ページ、こちらは前回、基本理念ということで表題がございましてその中に基本方針を掲載しておりましたが、今回の基本方針につきましては全体的に係るものと同じですので、高齢者福祉計画として認知症の推進計画を一体的に行うということでここからは掲載を削除しております。この内容については基本方針としての考え方が変わったものではございませんので、掲載の方法が変更になったということとございます。また(2)の基本理念でございましてけれども、計画策定の趣旨として、認知症基本法の制定と藤沢おれんじプランの改訂について述べさせていただいております。前回の時にはバラバラに作っていたものですが、今回は一体的に作っていくということでその点についてあえて表記をしてあります。また、従来おれんじプランで示しておりましたもう一つのキーワード、オールふじさわという視点がございまして。藤沢市全域で、本人、ご家族、地域の方々、皆さん藤沢市を挙げて取り組んでいきたいと思いますということを掲げておりますけれども、そのあたりをここには書いておりませんが全体の中に視点を明記しながら表題を書いております。190、191 ページをご覧ください。こちらの施策の体系図の中では主な事業の位置づけを少し見直しさせていただいております。1 点目としましては施策 2 認知症の人の生活における安全な地域づくりの推進の(2)見守り体制の整備でございましてけれども、全体を高齢者見守りネットワーク、認知症だけではなくて高齢者全体の地域の見守り連携と認知症をまとめたものでありますので、再掲といった形で表題をかえさせていただいております。施策 5 の保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備でございまして、④認知症受入れ医療機関情報の提供というところでございます。ここに以前、認知症疾患医療センターとの連携ということが書かれておりましたけれども、この連携につきましては事業ということではありませんので、大きく認知症受入れ医療機関情報の提供というくくりの中に包含したということと、もう一つは今後の在り方というところで 188 ページの中に文言として掲載をさせていただいております。191 ページになりますが、施策 6(2)若年性認知症の人への支援ということでございます。前回までこちらは施策 3 の認知症の人の社会参加の支援の中に掲載をしておりましたけれども、現在の課題といたしましては相談支援

体制の整備を進めることをまず一番の目標であると認識を改めまして、こちら施策の展開に一つの項目として頭出しをさせていただきました。今後はこちらは、一事業というよりも大きな支援体制というところで施策の展開に表題をあげております。最後になりますけれども 190 ページ施策 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の(1)の中に③認知症簡易チェックサイトという記載がございます。こちらは前回までは施策 7 の認知症の予防、普及啓発の中に入れてございました。こちらは早期発見ということを強く位置づけをしていきたいということで施策 7 から施策 5 のほうに記載項目を変更したものでございます。前回から今回までのおれんじプランに関しての変更点については以上になります。大きな考え方につきまして、また進行管理につきまして変更はございませんが、細かな表記のところでご説明申し上げた変更がございました。

#### 事務局（介護保険課 新井主幹）

（資料 1 の基本目標 6 の説明）

介護保険事業計画の変更の部分になります。まず、施設居住系サービス基盤の整備ということで今回見直しをさせていただいております。経過からご説明をさせていただきたいと思えます。前回報告以降、介護老人保健施設を運営している法人より医療病棟の老朽化等により改築を予定しているとの申し出がありました。現在の医療病床を他に移して継続していく必要があるということと、介護老人保健施設の利用率が減少傾向にあることなど総合的に判断しまして令和 6 年夏ごろに介護老人保健施設を廃止したいという内容でございました。これまで 5 年ほど前から老朽化と耐震性の問題から改築等の検討をしてきているということで今回の結論に至ったという内容です。本市としましては法人の長年検討している経過や老朽化等が著しい状況、介護老人保健施設の現在の利用状況を見ますと、今回申し入れを受け入れざるを得ないと考えております。それに関しましてその代替対応としてこれまでご報告させていただきました施設整備数を変更しておりますのでご説明させていただきます。130 ページをお開きいただきたいと思えます。施策 1 介護サービス基盤の整備(1)施設・居住系サービス基盤の計画的な整備①施設・居住系サービスの整備ということで特別養護老人ホームの記載がございます。変更点としましては下から 5 行目、当初 48 床の整備を目標としておりましたけれども、地域密着型の 1 施設 29 床をプラスして 77 床の整備を目標とするという内容に変更をしております。その内訳が下 4 行で具体的には以降、一番最後の行の地域密着型特別養護老人ホーム 2 施設(58 床)、これが当初 1 施設 29 床だったところを 2 施設(58 床)に修正をしております。続いて 132 ページです。132 ページは介護老人保健施設の廃止についてちょうど真ん中あたりに「また」とあります。こちらは今の経過を縮小した形で掲載しております。特定施設入居者生活介護の部分ですけれども、こちらのほうも上から 4 行目の最後、「介護老人保健施設の廃止等から 79 床を目標として整備を行います」とありますが、当初 50 床だったことに対して地域密着型の整備を見込んで 29 床プラスということで 79 床に修正をしております。134 ページをお開きいただきたいと思えます。こちらは施設整備の第 9 期の整備計画数と第 9 期末の整備見込数ということで、今言ったプラスをしたことによってこちらのほうの一覧の表も数が変わっております。上から二つ目の

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、こちらのほうの定員のところが令和 7 年度 29、令和 8 年度 29 ということで計 58 床に修正をしてあります。その下の介護老人保健施設、こちらのほうが令和 6 年マイナス 100、令和 8 年マイナス 100 ということで合計 500、その二つ下の特定施設入所者生活介護と地域密着型特定施設入所者生活介護、こちらのほうが令和 7 年 79 と書いてありますが当初は 50 でした。79 に修正をしてあります。修正箇所につきましては以上となります。

#### 木原委員長

ただいま事務局から説明がございました。今の説明の内容ですとか、この議題 1 につきまして、委員の皆様からご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

#### 大野委員

67 ページの説明の中で、基本目標 3 で、健康づくりと介護予防と 2 つ分かれてあります。これまでは事業としては健康づくりと介護予防という形でやってきましたけども、これからは 2 つ流れていくのかということになっていきますけども、基本的な考え方はなんだったのでしょうか。法律が変わったということですか。

#### 事務局（高齢者支援課 山中課長補佐）

ありがとうございます。こちらの施策の展開ですが、特に法的なものが何か変わったということではなくて、元々介護予防事業というものが、介護保険法に則っているもので、健康づくりは、健康増進法というものに則って、それぞれ施策を展開しているというものになっています。元々高齢者の方に向けた事業展開というものは、介護予防であっても健康づくりであっても、似通ったものが多かったところがございます、それぞれで所管している課が実は違っているのですけれども、今回、地域支援事業連絡会というものを開催させていただくにあたって、高齢者支援課でやっていた介護予防と、健康づくり課でやっていた健康づくり事業に関して、それぞれどんなことをやっているのかといった情報を持ち寄って、年齢に応じたライフステージというものはあると思うので、そういうところに合わせて介護予防と健康作りを一体的にやっていけないかなということで、今回はこのような形でお示しさせていただいています。以上です。

#### 木原委員長

ご説明ありがとうございます。一本化したというようなお話でしたが、よろしいでしょうか。

#### 大野委員

イメージを変える必要があるかもしれませんが、私どもの老人クラブでやっている事業、取組で、健康づくり、ライフステージがあり、健康づくり対象者をみますと、心身ともに頑健な人からずっと来まして、それから虚弱になって、それからフレイルになる。フレイル 1 歩手前の人は

色々ある。だけど、ほったらかしにしていたら、フレイルの人ばかりになってくると、もう元のよう  
な形に維持するのが大変で、下手すると介護が必要になるというイメージの中で事業展開があ  
りました。それで、いつもこの介護予防というのがあって、それに行かないようにするために、ま  
ずフレイルのところでも少なくとも食い止めるというような意識で健康づくり、介護予防事業として  
取り組み、また、そのような形で助成とか委託、お金の絡むことですが、そういうところは少し  
変わるのでしょうか。

#### 事務局（高齢者支援課 山中課長補佐）

特に変わることはないです。イメージ的にこの資料 1 の 103 ページですけれども、フレイル予  
防の促進というところで下に図が示されているところがあるのですけれども、人数的にも多いの  
かなと思うんですが、健康な方で先ほど大野委員からもご説明があった通り、プレフレイル、フ  
レイル、要介護といったような形で、色々な自分の身体の状況であったりとか、そういうものを含  
めて、市役所、皆さんも含めて、どんな事業を展開していくのかというところで、皆様にやってい  
ただけるようなものについての事業と、それから予算の持ち方というところに関しても、あまり今  
までと変わりはないんですけれども、こういうことをやっていただくにあたって、対象の方にどん  
な事業があって、どんな補助をしているというところに関して、こちらの計画の中でまとめさせて  
いただいております。

#### 木原委員長

ご説明ありがとうございます。よろしいでしょうか。

#### 大野委員

ここに書いてありますように、まさに去年は歯科医師会との連携のオーラルフレイルというこ  
とで、事業をさせていただきました。今年は薬剤師会さんとの連携として、この委員会でお会い  
し、そこで連携が取れまして、オーラルフレイルについては一遍復習すると、そして、新たに、薬  
剤性のフレイルについては学ぼうということで、代表者が集まる研修ですが、代表者がまず学  
んで、そこで得た知識をそれぞれクラブで機会を設けて話をしよう。必要になったらクラブにま  
た来ていただいて、説明する。そういう展開をイメージして受けました。そういうことで、103 ペ  
ージのこの絵はピッタリですね。特に意識することはないですね。ありがとうございます。

#### 木原委員長

ありがとうございました。その他、ご質問やご意見はございますでしょうか。

#### 鈴木委員

2 点ほど確認というか教えていただきたいのですが、先ほどの施設整備の件でご説明いた  
だいた、老健施設の廃業ということで承ったのですが、老健から介護医療院の転換、これは次期  
の計画の中で予定通りということでよろしいでしょうか。

事務局（介護保険課 新井主幹）

老健のから医療院への転換は、当初通り変更はありません。134 ページの上から 3 つ目に、介護老人保健施設とあります。令和 6 年度にマイナス 100、令和 8 年度にマイナス 100 とあります。医療院の転換が、最終年度の令和 8 年度のマイナス 100 なので、そこは当初と変わらず、令和 6 年度のマイナス 100 は、今回ご説明させていただいた廃止部分となっております。

鈴木委員

わかりました。あともう 1 点だけ、今回の廃業の件で、私、老健施設ということもあって色々間接的な情報が上がっているのですが、これは、検討ができなければ結構ですけども、聞いている話ですと、50 年経過して、建て替えに対する新規の設備投資が圧縮できない、数字的には厳しいというような話はしています。それはそれぞれ事業所でご判断されることがあるので、公的なサービスとして色々ご判断を仰ぐのかなとは思っていますが、先ほどの転換の話に戻りますが、老健からの転換ということで、当初、介護医療院の開設は、介護療養病床の転換で、その際に、転換助成金というようなものが検討されて、確かそういったものが支給されているかと思えます。まだ先の話で、しかも老健からの転換ですから、話が違うかとは思っているんですけども、たまたま、その老健の廃業の根拠が、新規建築等費用の負担が事業の継続に支障をきたすってような話がこちらとしてはお伺いしているものですから、もし次の老健施設から介護医療院への転換で、介護療養病床からの転換と同じような、何らかの助成が制度としてあるのか、また、検討していなければ結構ですし、もしくはないということならそれでも構わないので、どういう状況なのか、一応確認させていただいた方が、おそらく、整備の時にそういった質問等、話が上る可能性がありますので、一応参考にそういった配慮の話があるということであれば、先の話かもしれませんが、お伺いした方がいいのかなと。未検討ってことであれば結構ですし、一応そういった経過があったので、若干気になったものですから、参考程度で、もしお分かりになりましたら教えてください。

事務局（介護保険課 新井主幹）

ありがとうございます。細かいところの把握がまだできていなくて、おそらく藤沢市として今はないかと思っているのですが、国の情報など確認をさせていただきたいと思います。最終年度の 8 年度になりますので、当然そちらの法人さんを含めて、情報を共有しながら対応していけたらなと思っています。今の段階ではこういう回答になりますすみませんが、よろしく願います。

木原委員長

介護療養病床が廃止になるということから、介護への流れの中で、補助金を利用しての移行というような構成だったということが、老健からのこととはまた別になるかもしれないですね。わかりました。他にご意見、ご質問ありますでしょうか。



## 清水(英)委員

次回のために教えていただきたいのですが、102 ページの介護予防は健康づくり課さんが担当されて、105 ページの一般介護予防は高齢者支援課さんということで、特に 105 ページの運動と健康づくりというのは同じというんですけど、具体的にどんなイメージをすればよろしいでしょうか、教えてください。

## 事務局（高齢者支援課 田口課長補佐）

ご質問ありがとうございます。こちらに書いております運動につきましては、介護予防を目的としたものとしまして、特にフレイル予防に特化したものなどを列挙しております。いわゆる健康づくりといいますと、先ほどもライフステージのお話が大野委員からも出ましたが、高齢者に特化したというよりも、若い世代から高齢期まで、早いうちからの大きな介護予防という意味ですので、運動の内容はその対象に合わせて変わってくるものになります。こちらの 105 ページに書かれているものにつきましては、いわゆる介護保険法の中に基づいて介護予防をしていくものとしまして、要介護状態にならないように、やや体が弱ってきた方たちが、これ以上ひどくならないようにというようなことを趣旨に行う高齢者を対象としたものでございます。

## 木原委員長

ご説明ありがとうございます。清水委員よろしいでしょうか。それでは、他にご質問、ご意見がなければ次の議題に進んでいきたいと思っております。では議題(2)老人福祉センターの考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

## 議題（2）老人福祉センターの考え方について

### 事務局（高齢者支援課 山中課長補佐）

高齢者支援課の山中と申します。資料2に基づきご説明をさせていただきます。併せまして資料1の77ページもご覧下さい。前回、いきいきシニアセンター、老人福祉センターの在り方について簡単に触れさせていただいて、今後検討していきたいということでご説明をさせていただいたものの進捗としてお時間をいただきたいと思っております。以前、藤沢市内に老人福祉センターが3館あり、うち南部の湘南なぎさ荘、中部にあるやすらぎ荘について、やすらぎ荘は50年経過していて、なぎさ荘については32年ではあるのですが構造上老朽化が著しくなっている状況にあるといったところで、今後どうしていくのか検討していきたいということをご説明させていただきました。今回、ご用意させていただきました資料につきましては、湘南なぎさ荘において先月1月31日になぎさ荘ご利用者様に対して説明会をさせていただいた資料を用意させていただきました。現在の湘南なぎさ荘の状況、今後どうするかについてはご説明できない状況ではあったのですが、今ある湘南なぎさ荘がこのまま継続していくことは難しいということと、藤沢市の

再整備に向けてどういった考え方を持っているかというものを併せてご説明させていただいたところになります。では、資料 2 に基づいてご説明させていただきます。

1 月 31 日の説明会の趣旨につきましては、30 年経過し、湘南なぎさ荘の建物の構造は主要設備が地下にあるなど、構造が複雑になっているところもあり、現在も大雨が降ってしまうと雨漏りがする、保証期間経過した電気設備の入れ替えに関して建物を残したまま修繕・工事ができないというところがあり、現状のままの利用が難しい状況であるというところをまずは利用者様にご説明させていただきたいというところでした。今回説明会に集まった人数ですが 8 名となります。ご意見につきましてはまた後ほどご説明いたします。資料 2 にお戻りいただいて 2 ページ目の「本市の公共施設再整備の考え方としては、老朽化してきている公共施設が増えてきている中、その場所に同じ機能を持ったものをそのまま立てるということではなく、機能を集約したり複合化をするというところは原則となっていて、単一機能での施設の建て替えについては原則禁止となっております。こちらの湘南なぎさ荘、もしくはやすらぎ荘についても複合化ということが原則となっているということになりますので、そういった形での検討をするというところをご説明させていただきました。

続きまして資料の 4 番目、湘南なぎさ荘の場所についてですが、このなぎさ荘については住居専用地域内の極小地にあるということなので、今建っている場所に他施設との複合化、機能集約は非常に難しい土地となっているところから、市内の別の場所に公共施設などの複合化、機能集約といった形での方向性で検討していくという説明をさせていただいております。一つの例として、同地区に鶴沼市民センターがあるのですが、そこが今改築に向けた検討をおこなっているということもございまして、湘南なぎさ荘について鶴沼市民センターと複合化できないかということで市民センターと調整をさせていただいているということになっております。まだ決定事項ではないので基本的にはそこにということではないのですけれども、できたらそういうことができないかという願いをしていこうと思っています。続きまして資料番号 5 の参考として老人福祉センターの機能と役割というものを説明させていただき、湘南なぎさ荘については指定緊急避難場所になっているところですので、もし湘南なぎさ荘がここでなくなった場合は避難場所が一つ減ってしまうということになりますので、そのあたりも防災安全部のほうと調整が必要になるかと考えております。資料 7 番目につきましては、簡単ですが今後のスケジュールとしまして説明会は 1 月 31 日に第 1 回ということで開催させていただきまして、その後令和 6 年度中に 2 回程度進捗がありましたら説明会をさせていただきたいと思っております。今回は利用者様というところで施設のほうに 1 月 31 日に説明会を開催しますということをポスター掲示等で周知させていただいたのですが、今後利用しているサークルさんがいらっしゃると思いますので、サークルの団体の会長さんなどにあてた説明会なども今後予定していきたいと考えております。また、近いうちにアンケートなども実施させていただきたいと考えております。やはり一番大切にしたいなと思っている点ですが、資料番号 8 ですが、「皆様の想いに寄り添える施設となるように」ということで、皆様大切に使っていただいている湘南なぎさ荘というところもありますので、まだ構想に全く至っていないという状況もございまして、よりよい施設になるように検討を重ねていきたいというところで、ご意見を頂けたらなと思っておりますということで説明会を締め

させていただいたところでございます。

この説明会においていただいたご質問、ご意見ですが、質問としては「建て替えはいつ頃になるのですか」といったことをいただいております、そこについてはスケジュールがまだまだ未定というところですが、例えば鶴沼センターにということになると鶴沼センターのほうに乗っかっていくという形になる可能性はありますと説明させていただいております。あともう一つの質問ですが、「公共施設の縮減、基本的には単一では設置ができなくて、合築になるということについては縮減を行う理由は費用面なんですか」というご質問を受けております、費用面というのが一番の理由になるのではないかなというところではご説明をさせていただいております。またご意見についてですけれども、「老人福祉センターの福祉という言葉が時代遅れだと思う」というご意見であったり、「高齢者の方とお子さんが一緒に一日過ごせるような施設がいいのではないか」といったご意見をいただいたり、なぎさ荘の近くに八部公園がありまして、そこにもお風呂があるのであえてお風呂はもう必要がないのではないかとといったご意見、すまいるバスについて具体的に「辻堂方面までバスが回る必要はないと思う」というご意見をいただきました。最初は 30 分程度の説明会になるかと思っておりましたが、1 時間を超える説明会になりまして、かなり活発なご意見をいただいたかなと感じております。説明会のご説明については以上となります。

#### 木原委員長

ご説明ありがとうございます。では、今、ご説明をお聞きいただきまして、皆様の方からご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。

#### 大野委員

現地説明会 2 回目はサークルという話を今聞きまして、これは、各サークルのリーダーの方に直接、いつやりますよという案内があるのですか？

#### 事務局（高齢者支援課 山中課長補佐）

ありがとうございます。湘南なぎさ荘の施設長にも相談をさせていただいて、会長さんに直接通知を出させていただけるとどうかも含めまして、できれば、やはり、直接通知を出してというように形にさせていただければなと思っております。もちろん、利用者さんの方に聞いていただくところを、今回聞き逃してしまったという方ももしかしたらいらっしゃるということもあるかもしれませんが、やはりその方たちにも周知をできるようなポスターなどを掲示させていただいて、より広い方にこちらの説明を聞いていただけるといいようにしたいと思っております。

#### 木原委員長

はい、ご説明ありがとうございます。

#### 榎本委員

資料の2の1枚目、まだまだ利用可能ということですが、これは、急に雨漏りとか、電気設備がダメになって本当に使えなくなってしまうという状況なのでしょうか。

事務局（高齢者支援課 榮課長）

ありがとうございます。ご指摘の通り、実際につい先日までは、お風呂が設備の不良で使えず、今は復旧していますけれども、今は運動浴室のポンプが壊れてしまって使用ができないというように、何か壊れては直して、その期間はご利用いただけないみたいなことが繰り返している状況です。建物自体は、閉館に追い込まれるっていう状況にはもちろん、まだなっていないというのがあるのですけれども、そういった修繕の案件が増えてきていますので、その辺りを勘案して検討したいということと、あと、先ほどの話で、メインとしてその施設修繕がもちろんありながらも、老人福祉センターそのものの在り方ということで、果たしてそれが、もう50年近く前の1番古いやすらぎ荘があるのですけれども、その時の考え方で、高齢者のための施設ということで整えていたところはあるのですけれども、やはり時代に合わせた部分ということで、高齢者の方の健康であったり、美容であったり、色々関心を持ちのこともたくさんありますので、あと、多世代の方との交流が刺激になるというのは、ご意見も頂戴しておりますから、そういったことも含めてですね、ちょうど施設整備のタイミングも合わせて、老人福祉センターそのものの在り方も含めて、検討していきたいというところでお話しを伺っています。

榎本委員

利用者さんが気持ちよく使えるような状態であるのが1番いいと思います。建て替えるのであれば、どんどん進めていくのがいいのかなと思いますけど、市としても、いろんなところと交渉しなければならぬと思うので。利用者さんは場所が移動すると嫌がるのか、そういうこともあるのかなと思いつながら聞いていました。

事務局（高齢者支援課 榮課長）

今のご意見のところ、たまたま、参加していただいた利用者の方については、そこから変わることが大いに賛成という、意見をいただいておりますので、またいろんな意見が出てくるかと思いますが、今のところは、おおむね好評な反応を示してくださったという感想でございます。

佐藤委員

なぎさ荘ですが、鶴沼市民センター建て替えはこれから始まると思うので、なぎさ荘は結構鶴沼海岸の駅から離れていますので、本当に市民センターのところで一緒に併合できればすごく便利だし、今のすまいるバスもあまり必要がなくなるかなという風には思います。ただ、なぎさ荘はとてもサークル数も多いですね。で、本当に利用されている方がとても多く、同じ機能が市民センターの中に入ることができるかどうかという、どうなのかなというところを思います。その辺のところ、しっかりサークルの方とか、いろんな方と意見交換をしていただきたいと思います。あと、プールではなくて、地下にウォーキングがあります。それをとても楽しみに行っている方、結

構たくさんの方がいると伺うので、そういったことが市民センターの機能の中で一緒に行ってできるのかなってということ、鶺沼市民センターもそうなんですけども、なぎさ荘も、大きな地震が起こると津波が 1 番心配な場所なんですね。そこは多分、引地川もなぎさ荘の方が近いので、津波が来た時には遡上をして、直接なくても遡上していく、また逆流してくる、そういったこともあるので、そういったことを色々考慮していただいてという風に思います。よろしく願いいたします。

#### 河瀬委員

今のお話を聞きまして、今後、その市民センターと一体化するかどうかも含めて、これから話し合われていくことですが、それまでこのなぎさ荘は修理をしながらでもオープンしていくということでしょうか。そのまま、本当に老朽化で使えない状況になっていくほど時間がかかるかということも含めて、教えていただけたらと思います。

#### 木原委員長

ありがとうございます。使えなくなるまで使い続けていくのかどうか、いかがでしょうか。事務局からお願いします。

#### 事務局（高齢者支援課 榮課長）

ご意見、ありがとうございます。実際に鶺沼センターと改築のタイミングを合わせることになれば、当然場所が鶺沼センターの方になるということもありますので、修繕が増えていることはありますが、先ほどのお話でもサークルの数も多く、ご利用いただいていることもありますので、そこはご不便をおかけしないよう修繕を繰り返しながら、継続しつつ、新たにできたセンターのところで、うまくできるようにということで、同じ場所で建て直さないことのメリットとして、利用者の方には休館で使えない時期を作らずにうまく新しいところがあった時に、それまでは何とか繋いで使っていただくということで。ただ、先ほどお話もいただきましたが、やはり、財政面の部分も当然ございますので、機能としてどうしても縮小せざるを得ない部分は出てくるかと思えます。また、皆様からのいろいろリクエストなども全てお答えできるかということはあると思いますが、そういったものを踏まえながら、うまく新しいものに移行できるよう進んでまいりたいと思います。

#### 木原委員長

ありがとうございます。ウェブ上の小熊先生、何かご意見ありますでしょうか。

#### 小熊委員

ありがとうございます。前回の時にも意見をさせていただいて、7 枚目のスライドのところ、聞き逃してしまったかもしれないですが、これは利用者の方にこれからアンケートをされるということでしょうか。

#### 事務局（高齢者支援課 山中課長補佐）

ありがとうございます。基本的に、利用者さんに対してアンケートを行おうかと思っております。施設の方に配架させていただいてというようなところと、できるだけいろんな方々に、年齢関係なくご意見をいただけるようにできたらいいかなと考えておりますので、もし何かご提案がございましたら、教えていただけると助かります。よろしく申し上げます。

#### 小熊委員

ありがとうございます。やはり、今、この湘南なぎさ荘を使ってらっしゃる方、本当に定期的に通っていらっしゃる方が多いように思うので、私もそんなに詳しくはないですけども、何度かうかがったりした時に、来られる方は本当に足繫く通っていらっしゃるように思いますので、なくなってしまった時に、代替のものがちゃんとあるのかどうかっていうところは非常に大きなところだと思うので、ぜひ今、通ってらっしゃる方の意見とかニーズをしっかりと聞いていただくといいのかなと思います。あと、もちろん、老人福祉施設という一機能のものだけではないものにするという意味では、他の対象の方に聞いていただくのがいいかなと思いました。

#### 木原委員長

ありがとうございました。その他、委員の方からご意見いかがでしょうか。

#### 川島委員

今回、老朽化で建て替えようということですけど、一応まだ 30 年ですよ。RC ですよ、減価償却ならまだ 47 年だから経過していないので、法的に壊してしまっているのですか。我々福祉施設なんかは補助金もらっているんで、建て替えたいと言ってもお金を返還しなさいと言われることがあるのですけども、そのあたりは大丈夫なんでしょうか。

#### 事務局（高齢者支援課 山中課長補佐）

ありがとうございます。こちらの建物は、特に国や県からの補助の対象の施設ではないので、そういった意味では、建て替えをすることに対して、お金を返還、追加でというようなところはないのかなというところがあります。どうしても構造上の部分というところがありますので、年数的なところに関しては、利用者さんも含めてご理解が必要になってくるのかなと思っております。見た目は本当にクラシカルなとてもお洒落な施設ですけども、中身を見てしまうと、雨に非常に弱いというところで、内部がかなり水浸しであるというところで、修繕をしながら、もちろん安全面に 1 番考慮してというところはあるんですけども、その辺りのご理解をいただきながらというところで説明をさせていただいているところでございます。

#### 川島委員

わかりました。ただ、税金ですから、やはり、我々特養なんかはそれでも無理くり直しているもので、市の施設だから老朽化だから壊していいですっていうのも、こちらとしては腑に落ちない

ところがあるので。じゃあ、元々の設計ミスでは？と思います。であれば、建て直すにしても、次はちゃんと 50 年持つ建物にできるのかどうか、保証をちゃんと取っていただかないと困るし、鶴沼市民センターと合築というけども、計画が始まって図面ができて、それをまた図面を変えるのでしょうか。

事務局（高齢者支援課 榮課長）

ありがとうございます。具体的にそのお話が浮上してきたのは昨年末ぐらいからということがありまして、具体的な図面まではお話が至ってないところがあります。このなぎさ荘に限らず、その地区の近隣にある公共施設の関係で、集約できるものということで、あくまでも、その 1 つとしてというところでありますので、その場所の奪い合いですとか、そういう機能で、共有できるところの工夫などは、これから基本構想として練っていく流れになろうかと思っておりますので、おっしゃっていただいた通り、大切な税金で建てているものがございますから、そこはきちんとそれぞれの部署で納得が行くような形で、市民の方にも長く使っていただけるという視点を持って準備を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

清水(英)委員

77 ページの「いきいきシニアセンターの今後の考え方」の下の方で、老人福祉センターとは、高齢者の各種相談、健康増進～云々とあります。これが基本なのかなと理解しておりますけれども、先ほど、多世代交流を含めてですね、人生 100 年時代に対応したことも取り入れていく可能性があるというお話がありましたけど、基本的には、市が 100%でなく、当然県や国の補助金を使ってやられると思うのですが、その辺の基本的な方針はどんなふうに進められる予定でしょうか。

事務局（高齢者支援課 榮課長）

ありがとうございます。老人福祉センターですけれども、実は修繕も含めてではあるのですが、補助金での対応ってところが該当のものが見つけられていないところがあります。ただ、全国的にもやはり同じようなタイミングで施設を建ててきて、変わるタイミングっていうのも、今回なぎさ荘は 30 年ではありますが、長いものと、やはり半世紀以上というところもございますので、全国的にそういったものは出てきた中で、国の方で例えばそういった補助金のメニューだったりっていうことを、今後考えていく可能性もなくはないかと思うので、その辺りについては、こちらで随時情報を集めたりというのはございます。老人福祉センター自体も、建てたタイミングがそれぞれ異なる部分がございますので、今まで均質なサービスを各地区でというところがメインで考えてきたこともありますけれども、場合によっては、それぞれの場所、設備に応じてということで、それぞれの特性を出した形で行っていくのも 1 つあろうかと思っております。今、なぎさ荘のことが話題になっておりますが、それ以外のやすらぎ荘ですとか、まだ新しい施設のこぶし荘も含めて全体の老人福祉センターとしての在り方ということも考えていきたいと考えております。また、補助金等については、随時、情報について、集めてまいりたいと考えております。よ

ろしくお願いいたします。

木原委員長

その他、ご意見、ご質問、よろしいでしょうか。よろしければ休憩を 10 分ほどとりたいと思います。よろしくお願いいたします。この時計で 25 分から再開いたします。お願いいたします。

---

<休憩>

---

議題（４）その他

木原委員長

皆様お越しですので後半を始めたいと思います。ここまでのところで、今後、意見、ご質問の説明もありましたが、議題（４）その他として、何かございますか。

大野委員

この老人福祉センターもそうですけども、利用のあり方についてということで 1 つお聞きしたいなど。いつも我々高齢者の中で出てくる 1 つは、コロナが 5 類になって利用制限がなくなった、それから利用の仕方も今まではカラオケもできなかったし飲食も。その中で、アルコールダメということが、あるクラブが事業を行うにあたって、やっぱりアルコールがあるのとないのとで、集まる理由が違うし、盛り上がり方も違うという、古いと言えれば古いと言われるかもしれないことは厳然とあります。それで、どうしてアルコールがダメなのかなというところを、基本的にこうだからダメだと、こうなればこうなるよということを教えていただきたい。こぶし荘に限定してですが。

事務局（高齢者支援課 榮課長）

こぶし荘に限定されてのお話ということで、お酒に関しては、確かにそれで、場が盛り上がるなど、やはりお酒が好きな方からすると、なくてはならないものというご意見は確かに私もよくわかりますが、高齢者の方の施設でお風呂も備えているということもありますので、気分が良くなってしまってもそのまま、お風呂に入られてしまうということの危険性は、かなりありますし、実際に過去に、お風呂でというよりは会場で、粗相されてしまったというお話も何件かお伺いしていますので、やはりお酒が苦手という方も中にはもちろんいらっしゃいますし、公共の施設でということもございますので、その部分についてはお控えいただいている現状がございます。なので、堅い話になってしまうのですが、実際、お酒を飲める場はお近くにもあろうかと思っておりますので、そういったところで楽しんでいただいているところが、こちらとしての考え方、提示をさせていただいているところです。

大野委員



おそらくそうかと思いますがけれども、世の中どんどん変わっていますし、なんで福祉施設だけはダメなのかと。じゃあそこに集まらずに近くでどうぞと言った場合、近くはそんなたくさん集まる場所がないわけです。わがままかもしれないけども、主催している人たちは本気で言っていますので、確かに過去、壁を殴って穴を開けたとか、それからトイレを汚したとか、そういうことがありました。そういうことをクラブの中で主催する人たちが、もうそんなことないよ、きちっとやっているよと言っても、過去そうだったから、もう絶対ダメだと。規制は難しいかもしれませんね。一般の方もいますし。だけど説得性がないですね。また役人さんの立場からの見解かということになるけど、何とかならないのでしょうか。施設によっては飲めるところもありますね。市民会館の中で、展示場ではカラオケができて飲みます。

#### 清水(英)委員

色々事情はおありかと思いますが、一般的な公共施設を利用させていただくという立場がまず基本だという風に思います。その中でいろんな方がいらっしゃるの、そういうご希望はあるでしょうけど、基本的にはやっぱり公共施設を利用しているということ、基本を考えて皆さんやればいいんじゃないのかなと、一個人として思います。医学的にお酒もダメな方もいらっしゃるでしょうし、特に、今、災害時のペットもどうしようかという問題もあるし、分けるとかそういうのもありますけど。そういう、全く分けるのか、まあ近くで個人的に、私的なところですか、工夫をされるのは1つかなという風に思います。個人意見としてになります。

#### 木原委員長

はい、ありがとうございました。議題(4)その他としては、他に何かございますか。よろしいでしょうか。

#### 事務局(高齢者支援課 榮課長)

先ほどの議題の2つ目で、老人センターの考え方についてのところで、色々ご説明させていただいて、皆様からのご意見をいただいたところですが、今後、この計画策定委員会自体は本日で終了ということになってしまいますので、今後、高齢者施策検討委員会の場でも議題として挙げさせていただいて、進捗も含めてご説明しながら、皆様からご意見頂戴したいという風に考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

#### 木原委員長

はい、ありがとうございます。小熊先生、議題(4)ではよろしいですか。

#### 小熊委員

はい、大丈夫です。ありがとうございます。

#### 木原委員長

ありがとうございます。次は非公開の議題ということで、第9期計画期間における第1号被保険者の介護保険料について、事務局から説明をお願いいたします。

#### 議題（5）※非公開議題 第9期計画期間における第1号被保険者の介護保険料について

事務局（介護保険課 守屋課長補佐）

第9期計画期間における第1号被保険者の介護保険料について担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。第5章におきましては65歳以上の第1号被保険者の介護保険料をお示しする内容となっておりますが、第9期計画における介護保険料につきましては現在、条例改正前であることから非公開議題とさせていただきます。なお、本件につきましてはこの度の2月議会で審議される予定となっております。前回の会議やパブリックコメントの際には、保険料の基準月額について現在の5,500円から6,500円程度となることをお示しさせていただきました。その後、介護保険制度改正の内容ですとか、介護報酬改定の状況などを勘案し、算定した第9期保険料額を報告させていただきます。資料1の173ページから184ページまでが第5章の介護保険事業と保険料となっておりますが、182ページをお開きください。こちらが第1号被保険者の介護保険料の算定に関するページとなっております。図表5-12の第9期介護保険料の算定結果 こちらの表で介護保険料基準月額が決まるまでの説明させていただきます。第1号被保険者の保険料額を算定するにあたりましては、まず介護保険事業計画期間中3か年の保険給付費等の総額を推計します。それが表の中にあります【A】標準給付費見込額【B】地域支援事業費の合計となっております。その合計額のうち第1号被保険者負担分は23%と定めているので、【A】と【B】を足した額に対する23%が【C】となります。【C】を算出しまして負担すべき調整交付金分5%の見込みが【D】で実際に入る見込みが【E】となっております。その算出を足しましてさらに保険料額を少しでも低くするため【G】になりますけれども、介護保険事業運営基金を取り崩しますけれども現在の基金残額などを鑑みまして、第9期では6,800万を充てる形としております。充てた後の金額を【H】で算出しております。そして【I】の予定保険料収納率で割った最終的な予定保険料収納額【J】を算出しまして、本市の補正後第1号被保険者数で割った結果、基準月額6,300円を算定しております。

次の183ページにおける(5)所得段階別の介護保険料をご覧ください。基準月額の6,300円を第5段階とし、各段階の割合を乗じた額が月額となっております。各段階についてですが、第1段階から第5段階までは市町村民税非課税者、年金収入やその他の所得、世帯の課税状況に応じて段階を分け、第6段階以上は市町村民税課税者で本人の所得に応じて段階を分けております。さらに1枚めくっていただき184ページ図表5-14【参考】国の標準段階と藤沢市の多段階化設定の比較をご覧ください。こちらに国の標準段階との違いを示しております。国の標準段階13段階を藤沢市ではさらに18段階へ多段階化することで所得の低い方の負担を軽減しているものとなっております。以上簡単ではございますが、第5章介護保険事業と保険料の説明を終わらせていただきます。

木原委員長

ご説明ありがとうございました。委員の皆様から、ご質問あるいはご意見ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。清水委員どうぞ。

清水(英)委員

182 ページで基金の取り崩しとされていますけど、残額というのか、どのぐらいの規模の基金があるんでしょうか。

事務局（介護保険課 守屋課長補佐）

年度末の予定ですけれども、およそ7億円程度ということで、第8期の計画の時も同じような金額でございました。

清水(英)委員

通常1割ぐらいを取り崩されているという理解でよろしいですか。この基金がどう使われるのか、私もよく把握していないので、変な質問だったら失礼します。

事務局（介護保険課 守屋課長補佐）

例えば年度の途中に、国の方から通知などがありまして、報酬改定など、推計とは別な計算が入った時に切り崩す予定となっておりますので、ある程度は残しておかないと、要は、枯渇しないような形で運営しているものとなっております。

木原委員長

よろしいでしょうか。ご説明ありがとうございます。この他に発言やご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

これが、この議会で承認されて署名があれば4月分からということでしょうか。

事務局（介護保険課 守屋課長補佐）

そうですね。例えば普通徴収ですと6月の下旬に保険料の通知を出すことになりますが、いわゆる、そこからの予定で動いております。

木原委員長

ありがとうございます。はい、どうぞお願いいたします。

川島委員

この段階ですが、知り合いの方で支払いしている人がいるのですが、所得が高いので、非常

に高いと、ただ受けるサービスは下と一緒になんだよねって、そこが納得できないんですって言われたので、あまりやりすぎもどうなのかなと思います。

#### 木原委員長

これに関してご意見などはございますか。これは、18 段階、藤沢市は、常に段階を作っているということによろしいですか。

#### 事務局（介護保険課 守屋課長補佐）

基本的には国の方が基準となる段階を示すこととなります。それが今回 13 段階で示されたのですけれども、それに基づき、藤沢市で決めさせていただいた形になっております。基本的には国の段階を習った形で少しでも多段階化させていただいた形になっておりまして、それが、184 ページに記載させていただいているのですけれども、左側が国が示した 13 段階で、右側が藤沢市の方で設定させていただいた 18 段階となっております。

#### 大野委員

お聞きしたいのですけれども、例えば 13、14 段階から 18 段階、こう細かくしていますけれども、それぞれ最近の実績でもいいんですが、対象人数とか、細かくなくてもいいのでアバウトでいいんですけど、どの程度なのかって知りたいと思います。

#### 事務局（介護保険課 守屋課長補佐）

18 段階設定させていただいた時に、現在わかっているのは、令和 4 年の収入で 5 年の所得分ですけれども、その所得段階に換算した場合、あくまで推計なので確実ではないですけれども、例えば 14 段階の方ですと四百数十人、15 段階で五百数十人、16 段階で七百数十人、17 段階で四百数十人、18 段階ですと七百数十人という形で一応、その分ける際にも人数をこちらの方で算出させていただいて、その割合を求めて、どの程度の影響があるかなどを考えながら数字は算出しております。どちらかという、低い段階になればなるほど人数は増えてきます。

#### 清水(英)委員

近隣の市町村で上限っているのは、やっぱり 2000 万ぐらいになっているのですか。参考までに。県外でも結構ですが。

#### 事務局（介護保険課 守屋課長補佐）

近隣との比較にはなりますけれども、第 8 期の計画の中では藤沢市は、いわゆる市が 19 ある中で、藤沢市の 5,500 円がどのくらいだったかと申しますと、段階自体は元々、前の第 8 期計画は国が 9 段階を示していて、神奈川県内ですと、ほとんどの市が多段階化している形にはなっております。今回の第 9 期の方では、途中経過にはなりますけれども、やはりほとんどの市が多段階化している中で、18 段階設定している自治体も少なからずある状況です。ただ情報自体

が途中経過であり、非公開になっている部分もありますので、どこの市がっていうことは申し上げられないので、よろしくお願ひします。失礼しました。多いところで 2,000 万と設定しているところもあれば、3,000 万超えるところもあつたりします。

木原委員長

どうもありがとうございます。中嶋委員、お願ひいたします。

中嶋委員

今と同じようなことですが国の方が 13 段階の 720 万の方と、藤沢市で 2,000 万超えた方ではお支払いの金額は、これ藤沢市の方が高いという理解でよろしいでしょうか。

事務局（介護保険課 守屋課長補佐）

いわゆる、国の 13 段階の 720 万に対する割合というのがありまして、国としては、13 段階の割合が 2.4 になっているので、藤沢の 2.4 という、720 万以上 820 万未満の第 14 段階、この金額といわゆる割合が同じになっていまして、藤沢市で申し上げますと、それよりも上の段階の方については少し多めの負担をお願いする形となっております。

中嶋委員

多いということですね、わかりました。

木原委員長

後藤委員、お願ひいたします。

後藤委員

私も 65 を過ぎた時に介護保険料がすごく高いなと思ったのですけれど、ある程度所得の多い人が多く払うことをしなかったら、低い方の人の金額が増えます。やっぱり、その辺を考えると仕方ないことかなと思ひながら、この 720 万以上の方から見ても、例えば 1,000 円の価値と、低い第 1 段階からの、無料の方もいらつしゃるかもしれないけれど、この人たちにとつても 1,000 円の価値が違うかなと思ひて。これは、神奈川県はある程度豊かな県だと思ひますけれど、その中で自分たちが生活しているのだから仕方ないことかなと思ひて、国民健康保険もそういう割り当てをしていたと思ひたので、そういう風を感じました。

木原委員長

ご意見ありがとうございます。他に何かご質問やご意見はございますか。よろしいでしょうか。それでは、本日がこの計画策定に向けた最後の委員会となっております。審議などを通じまして、委員の皆様からは色々ご意見、ご感想などいただいております。残り時間 10 分でございませうけれども、何か最後にご感想やご発言をしていきたいという方がいらつしゃいましたら、お願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。今日、皆様ご発言していただきましたが、発言がな

かった方があまりいっしょらないようですが…清水委員、よろしかったら最後にいかがでしょうか。

#### 清水(聖)委員

六会包括の清水です。年間通して出させていただいて、地域包括支援センターに期待されている役割が多いのだなとひしひしと感じております。実際、高齢者の方がいきいきと活動できる場づくりとか、介護予防の取り組みなんかも、やっぱり、私たち、相談の最初の窓口として求められているのだなというのが感じられました。もうちょっと包括の人員が増やせるといいなと思いますが、それはここで言う話ではないので。参加させていただき、ありがとうございました。

#### 木原委員長

ありがとうございます。はい、どうぞ、お願いいたします。

#### 事務局（介護保険課 守屋課長補佐）

すみません。上の方の段階が国より高く徴収させていただくというお話をさせていただきましたけれども、徴収させていただくことで、例えば第 6 段階の方や第 7 段階の方の割合を下げることには繋がっておりますので、ただ上げさせていただくだけではなくて、所得の低い方の徴率は国より下げさせていただいております。訂正させていただきます。

#### 木原委員長

ありがとうございます。これで少し理解が深まりました。ウェブ上の小熊先生、何か最後にご発言ありますでしょうか。もしあれば、お願いいたします。

#### 小熊委員

特別にということではないですけども、こちらの計画が 3 年ごとで比較的早いスパンで変わるのかなと思います。高齢化率も進んでいきますし、さらに後期高齢者の方、あるいは 85 歳以上の、特に女性はかなりどんどん増えてくるような状況がしばらく続くと思いますので、その中で、今回立てた計画の結果を見つつ、また次に生かしていけるといいのかなと、思いつつ、このような形で、参加させていただいたことに、感謝しております。

就労者も増えてくる中で、健康を保つとか体力を保つとか、転倒をしないようにするとかっていうようなところは、非常にいろんなところでそういうことでむしろ相談を受けたりすることが多くなってきていて、その辺も今後、課題として、高齢者の方で就労している方と、そこから就労を辞めていかれる中で、地域の中でまた活躍していかれるところが、なんかこうシームレスに繋がっていくようなことも考えていけないのかなって思いつつ、また改めて、今日の会議の前にこのプランを拝見させていただきつつ、その次のこと、もう少しそんな感じで考えていたところでした。ありがとうございました。

### 3 閉会

木原委員長

ありがとうございました。以上を持ちまして、本日の議題は全て終了いたしました。皆様からご協力いただきまして、会議を活発に円滑に進行できました。ありがとうございます。お礼を申し上げます。それでは、マイクを事務局にお返しいたします。

事務局（高齢者支援課 會澤）

木原委員長、ありがとうございました。それでは、本日が本計画策定に向けた最後の委員会となりますので、福祉部長の佐藤よりご挨拶申し上げます。佐藤部長、お願いいたします。

佐藤福祉部長

福祉部長をしております佐藤と申します。本日の会議が今年度最後、また皆様の委員の任期の最後の会ということになりますので、一言ご挨拶をさせていただきます。まずその前に、どうしても時節柄触れなければいけないのは、元日に発生いたしました能登半島地震により多くの被災された方々に対しまして、心からお見舞い申し上げますと同時に、1日も早い復興を心より祈念しているところでございます。

さて、皆様方におかれましては、次期高齢者保険福祉計画、介護保険事業計画の策定にあたりまして多角的かつ幅広いご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。この計画につきましては、この4月から計画に基づいて事業を進めていくわけですが、直近の2025年問題、あるいはその先の2040年問題に向けて着実に取り組んでまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。本市といたしましても、ご高齢の方が住み慣れた場所で、いつまでも生き生きと暮らしていくことができるように取り組んでいく所存でございますので、どうか、皆様方におかれましても引き続き、お力添えをいただければと思います。

結びに、皆様方の今後のますますのご活躍とご健勝を祈念申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局（高齢者支援課 會澤）

佐藤部長、ありがとうございました。以上を持ちまして、本日の委員会を終わらせていただきます。皆様、ありがとうございました。

以上